



..... 自己紹介 .....

..... 定足数の確認・報告 .....

(事務局) 次に、会議次第の5、定足数の確認・報告ということでございますが、委員の定数は14名でございます。芦屋市国民健康保険条例施行規則第6条では、委員定数の2分の1以上の出席が必要となっておりますが、本日の出席者数は、ただいま11名でございますので、会は成立していることをご報告申し上げます。

..... 会長の選出 .....

(事務局) 次に、会議次第の6、会長の選出でございますが、本日は委嘱後第1回の協議会でございますので、皆様方に本協議会会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益代表委員の中から全員の選挙で行うと規定されていますが、恒例により、事務局側からご提案させていただきたく思いますが、いかがでございましょうか。

..... 異議なしの声 .....

(事務局) 事務局から、会長に平馬忠雄委員をご提案させていただきますが、委員の皆様、ご異議はございませんでしょうか。

..... 異議なしの声 .....

(事務局) それでは、平馬会長、会長席の方をお願いいたします。  
それでは、会長よりごあいさつをいただきたいと思えます。

..... 会長あいさつ .....

(事務局) ありがとうございました。

..... 会長代理の指名 .....

(事務局) 次に、会議次第の8、会長代理の指名でございますが、会長代理の選出につきましても、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、会長の選出に準じて行うというふうに規定されておりますが、恒例により、会長の指名とさせていただきますのですが、ご異議ございませんでしょうか。

..... 異議なしの声 .....

(事務局) そしたら、会長、よろしく申し上げます。

(会 長) それでは、会長代理には、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定によりまして、公益代表の中から選出することとなっております。

花岡啓一委員にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

..... 異議なしの声 .....

(事務局) それでは、ただいまより議事に入りますが、国民健康保険運営協議会の議長は、芦屋市国民健康保険条例施行規則第5条により、会長がその職にあたることとなっております。

これからの会議の進行につきましては、平馬会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

(議 長) 会議次第9の議事録署名委員の指名でございますけれども、議事録署名委員は、従来の慣行どおり、被保険者代表の方からお願いしたいと思っております。このたびは、「藤田芳子委員」にお願いしたいと思っております。藤田委員、いかがでしょうか。

(藤田委員) (了承の意)

(議 長) それでは、本日につきまして、特に議決案件はございませんが、報告事項第1号「平成18年度国民健康保険事業報告」について、事務局から説明をしていただきます。

.....事務局説明.....

(議 長) ただいま、事務局の方から、第1号の報告について説明がございました。委員の皆様方には、質問、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

(田原委員) 8ページの基金運用状況の表について、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

この処分額は、取り崩した額ということだと思っておりますが、この取り崩す場合と、平成13年度はこれ、剰余金で積み立てていると思っておりますけれども、どういう時期に取り崩す基準というんですか、あるのかどうか。

それと、取り崩す額も、どういう形で決められるのか。

(事務局) 多分、決算時に剰余金が出れば、基金として積み立てるか、翌年度の保険料の精算をするか、どちらかを選択することになるというように聞いているんですけれども。

それと、処分する時期も、実際にその年の保険料、あるいは市の歳入で賄いきれない部分には、基金であれば、本来の基金を取り崩して収支を合わせるといような形にするものなんです。基金につきましては、歳出総額の約4%を基金として積み立てなさいというふうにいわれておるんですけれども、とても4%はいきません。

(田原委員) そうすると、この10ページの表で、14年度以降から出てますけれども、これに照らすというと、この15年度3,111万5,000円取り崩してますけれども、どういうふうに見て、この表とあてはめてみればいいんですか。

(事務局) 15年度の歳入の方のページを、下から4行目の基金繰入金というところに、3,111万5,000円ほど上がっておるんですけれども、これを多分、15年度の中で基金から繰り入れをして、歳入に充てたというふうになっていると思うんですけれども。

(田原委員) それは見ればわかりますけれども、基金繰入金が、同じ金額入っているんですけれども。

さっきお聞きしたのは、例えばこれ、15年度の決算の中で、3,111万5,000円を取り崩さなければいけないという、その数字が出てきた根拠というのは、どこにあるかということです。

最初、この基金繰入金が入ったから、この15年度の決算が決まっていると思うんですけれども。最終的な、これは単年度収支の4,517万1,311円ですか。基金保有額が、その3,000幾ら切って、2,206万2,174円になっていると思うんですね。これが3,111万5,000円という、細かい金額を取り崩す理由というんでしょうか、もっと正直な話ですと、例えばこういう繰入金については、もっと丸めた数字というんでしょうか、3,000万ちょっとだとか、そういうものではなくて、ここの数字が出なきゃいけないという、何か根拠があるのかどうか。

(事務局) 多分これ、今、資料が手元にありませんので、想像ですけれども、一定の時点で計算できる範囲内の不足額というのを算出。いわゆるつかみでいうんじゃないくて、やっぱり一定の時点でその年度、赤字になるという予想のもとに、処分額として基金からもってきたということで、あくまでもその時点では、それが、その後のこれ、ここややこしい時点のもとで、また次が動きますので。

翌年度で、またこれ、精算とかいうことが出てきますけれども、一定の時点で、このままでは赤字になるという金額を算出した金額で出してますから、多分、こういう5,000円とか、今おっしゃってますように、3,000万とか、区切りのいい数字じゃなくして、こういう端数。

今までのこれ、8年度、9年度もそういう数字になっておりますので。いわゆるつかみという意味ではなくて、それなりに、その時点で算出した金額という考え方だと思うんですけれども。

(若林委員) この前年度までの協議会等々の資料で、ご説明なさってたん違うかな。だから、議事録なりそこら辺、きっちりそのことで、根拠は残っていると思うんですよ。前回から出てますけれども。

そのときにこの繰り入れ、基金に入れるべき金額いうのも、運営規則上出てますよね。幾らぐらい入れるのかいうこと。ただ、今年度、ずっと入れれない運営状況にあったということで、ご説明があったと思うんですけれども。

13年度については、これだけの剰余金が出て、そのうちのこれだけは要り

ますという。前年度の協議会の中で、その数字も出てたと思いますけれどもね。繰り入れたときも、繰り出したときも。そこら辺の議事録は、ありませんかね。もう少し正確な、根拠みたいなもの。

でない、余りにもあいまいにそうでありますよという出し方、入れ方というのは、非常に根拠が薄い。それを入れて、なおかつ4,000万からの黒字を出しているわけですからね。トータルで言うたら、それこそ8,000万近いあれが出ていると思います。

繰入金、繰り入れる状態ではないということは、大分前から言われてます。

(事務局) ちょっと今、議事録を出させていただいて。済みません。

(議長) ほかに、何か。

(林委員) 済みません、申しわけありません。

8ページなんですけれども、保有額が17年度と18年度、これは一緒なんですか。

(事務局) 基金利息は、今回はついているんですけれども、今年度、収支がマイナスになってしまいましたので、利息は今、まだ、基金の方に積み立てることが出来なかったという状況なんです。

(議長) ほかに、何かありませんか。

そのことは今、調べていただいておりますけれども、続けさせてよろしいか。

続きまして、報告第2号「平成19年度保険料の賦課状況」について、報告をよろしく願います。

.....事務局説明.....

(議長) 1号議案の方はわかりましたか。要は、15年度の処分が、31,115,000円はどういう理由で、どういう根拠で取り崩したかということですね。

(事務局) 国保の特別会計の基金については、以前からルールがあったと。剰余金の半額は、基金に積み立てるというルールであるというふうに書いてあるんですけれども、ちょっと不勉強で。

後から、全委員の方に、文書で差し上げてよろしいですか。

(議長) 後ほど調べていただいて。

(若林委員) 前年度の会長が、かなり基金への繰り入れ、繰り出しについて、かなり何遍も質問されて、事務局の方にご依頼をされてたように思いますが、そこら辺、ないかなというふうに。

瀬々倉会長の方で、かなりこのことについてはご質問もご提案もされてたと思うんです。規則上はこうやという。

(事務局) 本来、この基金と言いますのは、赤字が出たときに基金から取り崩して、黒字出たときに戻すというのが大原則で、この基金があります。

よく、これで指導がありますのは、これを、基金のお金を、料率を下げるために使ったらだめですよ。ですから、一時的に赤字が出て、それは後年度の保険料で取り戻して、表現は悪いんですが、いただいて、また基金に戻さないよというのが、本来の趣旨でございます。

ですから、余れば積み立てる、足らなくなったら取り崩すというのがあれですけれども。17年度決算と18年度決算、いずれも単年度で一時的に赤字決算になるというようなことで。

17年度、いわゆる18年度での繰上充当しておるところでございますけれども、17年度決算を迎えるに当たって、財政課といろいろ協議しました。

今までですと、割とこういうのに、専決で一般会計からの繰入金金を、基金があればいいんですけれども、ない場合、ほとんどありませんので、専決処分で、これ3月末でないといけませんので、17年度決算です。専決で補正するというのも1つの方法でございますけれども、ただ、国保の会計の場合、17年度分を18年度でまた精算、いろいろな連合会とか、国の補助金とか、精算がございます。17年度もそうでしたし、18年度も、精算をすれば、実質黒字になるということがございましたので、そういう場合は、3月時点はこの年度については、繰上充当でしょうと。それが、本来、正しいやり方だろうということで、今までにちょっと、補正で繰り上げ、一般会計の繰り入れとかやっておりますけれども、阪神間各市もいろいろそういう事例も調べまして、昨年度、17年度決算からは、そういう繰上充当して、実質赤字にならない場合は、そういう一般会計からの補正でなしに、繰上充当しようということで、一定の方針を出しまして、昨年、本年度と2年続いて、単年度では赤字になって、実質収支は黒字ということになっております。

これはご質問とはちょっと趣旨はそれておりますけれども。

(議長) そうしたら、そういうことで、それを踏まえて提出していただいたらよろしいですね。

そしたら、第2号報告の19年度保険料の賦課状況について説明がございましたけれども、このことにつきまして、質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(藤田委員) 保険料、医療保険も介護保険も、随分滞納の金額があるんですけども、それはどのように集めるのでしょうか。すごい金額だと思うんですけども。新聞なんかでも、よく、いろいろ保険証を渡さないとか、そういうのが問題になっていることがあります。芦屋市ではそういうのは余り聞かないし、どういふふうになっているのか教えていただきたいと思えます。

(事務局) 未納者に対しまして、保険証、短期保険証を渡したりとか、あるいは一部の方でございますが、誠意がないと判断した方につきましては、10割の資格証をお渡ししています。保険ではかかれるんですけども、全額一旦お支払いしていただかないとならない。

近年は、国保でも差し押さえを大分力を入れてやっているんですけども。保険料は、滞納分は若干ふえておるんですけども、兵庫県下でいいますと、滞納分の徴収率というのは、本市は2番目なんですけど、ただ、兵庫県の北の方に新しくできた市が50%、滞納の保険料の徴収率があるんです。そこには、どうしても追いつかないんです。

もちろん、24%を確保してまして、県下の市の中では2番目でございます。現年分が滞納にならないように現年の内から対応しております。

滞納が出てきますと、納付誓約という形で、順番に少しずつでも減らしていただくとということ。本市は、保険料でございますので、時効が2年なんです。兵庫県内でも、6市ぐらいは保険料でやっておりまして、あとの市は、保険税でございますので、時効が5年間あります。

時効が、近づいている人をピックアップしているんですけど、どうしてもとれないということで、不納欠損を報告していくんですけども、その金額も去年と今年比べますと、大分縮小してきたということでございます。

(議長) ほかに、何かありませんか。

この間、新聞にありましたね。何か、グレーゾーンを。

(事務局) グレー金利について、最高裁判所の判例が出ましたので、私どもの方で、収税課の方に、もともと瀧弁護士とおっしゃる方が、愛知県の方で活躍しておられるんですけども、その方がグレーゾーンの金利分を差し押さえることが出来ますよと。そういうので、収税課が研修会を開いています。

そういうものは、徴収の担当が出席しました。10年ぐらい、サラ金から借りてますと、大体、保険料の未納が始まる。本人さんの協力を得ながら、取引の明細を確認させていただいて、一件なんですけど、今、本市が差し押さえしました。金融業者が金利を下げておりますので、法定内に入ってしまうと、差し押さえはできないんですけども、法定外の部分がある。その部分では、差し押さえが出来るということでございます。

(議長) 何か、報告第2号に、ほかに何かございますか。

(事務局) 今のところは、特にございません。

(議長) よろしいでしょうか。

そしたら、一応、2号の方、終わります。

これで、一応、予定しておりました2つの報告、終わりましたが、事務局の方から何か連絡事項はございませんか。

(事務局) 連絡事項、特にございません。

実際、今年度につきましては、保険料の医療費分と介護納付金分があるんですけども、医療費分と介護納付金分と支援費分の3つに分かれることになるんです。それが20年の4月からなんで、まだ、今は国の方がパブリックコメントをとっている状態なんで、どうなるのかわかりませんが、それが決定しましたら、当市の国民健康保険の限度額の引き上げ、限度額の設定というもの

について、この審議会で審議をしたいと。

秋以降になるとは思うんですけども、よろしく願いいたします。

(事務局) 今の補足をしますと、本来なら、今現在、医療分の限度額というものが、本市の場合53万円、介護分が昨年1万円引き上げ、諮問させていただいたところでは。

本来、政令の上限額が56万円に上がっております。ですから、本来でしたら、もう諮問させていただきたいところなんですけれども、今申しましたように、ほかの制度との関連もございまして、この、今申しましたような内容が決まらないと、先にまた56万円というのを検討していただきましても、またそういうほかの要素で変わるということがございますので、ちょっと今、その動向を見ているところでございます。

いずれにしても、今年度、諮問させていただく事項になるうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長) 異議がなかったら、本日の運営協議会は、これをもって終了します。

審議につきまして、いろいろとご協力のほど、どうもありがとうございました。

夏もこれからが本番ということでございますので、十分健康に留意していただきたいと思っております。

ありがとうございました。

以上